

平成29年度配偶者出産休暇制度奨励金交付企業の募集について

- (1) 品川区中小企業従業員配偶者出産休暇制度奨励金交付申請書
- (2) 配偶者出産休暇の制度を平成26年5月1日以降に新たに規定した就業規則の写し
- (3) 配偶者出産休暇を取得した従業員を雇用していることが分かる書類
- (4) 配偶者出産休暇申請書の写し
- (5) 配偶者出産休暇を1日以上取得したことを記録した出勤簿等
- (6) 対象従業員と配偶者の関係が分かる書類
- (7) 対象従業員とその子の健康保険被保険者証の写し
- (8) 法人事業税および法人都民税の納税証明書（個人は「法人事業税および特別区民税・都民税または市町村民税・道府県民税の納税証明書」）
- (9) 登記事項証明書（個人は、所得税の確定申告書その他当該個人が品川区内に主たる事業所を有することが分かる書類）
- (10) その他必要と認める資料

※申請については、配偶者出産休暇が終了した日の翌日から6ヶ月以内になります。

◎対象者

- (1) 品川区内に主な事業所を置く中小企業基本法に定められた中小企業者、その他区長が認める組合または法人であること。
- (2) 当該事業主が有するすべての事業所において、従業員がその配偶者の出産に際し、通常の年次有給休暇とは別に取得できる有給休暇の制度を平成26年5月1日以降に新たに導入し、就業規則等に規定し、かつ1日以上の利用が発生したこと。
- (3) 法人事業税および法人都民税（個人にあつては特別区民税・都民税または市町村民税・道府県民税）を滞納していないこと。
- (4) 過去にこの奨励金の交付を受けたことがないこと。

◎奨励額

1事業者につき、1回に限り、10万円を交付します。

◎奨励金交付の決定および請求

申請書の書面審査のうえで奨励金交付企業を決定し、支給決定通知書、不交付決定通知書を送付します。その後、1.区指定の請求書2.支払金口座振替依頼書を提出していただき、1ヶ月以内にご指定の口座に奨励金を振り込みます。

◎申請に関する注意事項

- (1) 提出された書類はお返ししません。
- (2) 交付決定
 - ① 審査内容に関するお問い合わせについては、一切応じません。
 - ② 交付決定後はすみやかに請求書をご提出ください。

(3) 奨励金交付決定の取消し

次のいずれかに該当したときは、奨励金交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。

- ・ 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- ・ 奨励金を他の用途に使用したとき。
- * なお、奨励金交付決定の取消しを行った場合、すでに交付されている奨励金がある場合は、取消しにかかる金額を返還していただきます。
- * 奨励金の返還にあたっては、奨励金の交付を受けた日から当該返還金の返還の日までの日数に応じ、当該奨励金の額につき年10.95%の割合で計算した違約金額を納付していただきます。

問い合わせ先（書類提出先）

記入の方法などご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

品川区商業・ものづくり課中小企業支援係

〒141-0033 品川区西品川1-28-3（品川区立中小企業センター2階）

TEL 5498-6334（直通） FAX 5498-6338